

重要事項説明書：個別契約用

(2022 年 10 月 1 日以降保険始期契約用)

この書面では、国内旅行傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款・特約集」に記載しています。必要に応じて弊社ホームページの Web 約款をご参照いただくか、弊社にご請求ください。

保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

保険用語のご説明「普通保険約款・特約集」にも「用語の定義」として記載されておりますので、ご確認ください。

約款	普通保険約款……	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約……	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者……	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者……	保険契約により補償の対象となる保険証券記載の方をいいます。
保険金	保険金……	普通保険約款およびセットされた特約により補償されるケガまたは損害等が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額……	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険証券記載の保険金の額または限度額をいいます。
保険料	保険料……	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
旅行行程	旅行行程……	保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
その他	危険……	ケガまたは損害等の発生の可能性をいいます。
	配偶者……	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
	親族……	6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。
	他の保険契約等……	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

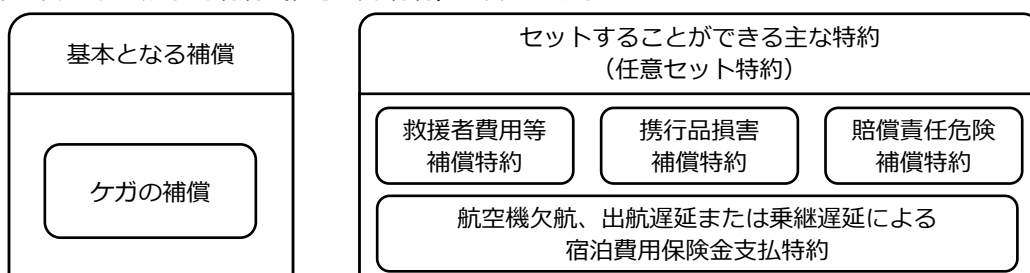
この保険は、被保険者が旅行行程中に日本国内において「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「ケガ」に対して保険金をお支払いする保険です。

（※）ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

(1) 保険商品の仕組み

契約概要

基本となる補償、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。



(2) 基本となる補償等 **契約概要** **注意喚起情報**

① 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせていただくことが可能です。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは「普通保険約款・特約集」をご参照ください。

保険金	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	被保険者が、旅行行程中にケガが原因で事故発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ◎すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から支払ったその金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合にはお支払いいたしません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③ 被保険者の無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含みます）、麻薬等服用時の運転中 ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術やその他の医療処置（ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。） ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑧ 地震・噴火、これらによる津波 ⑨ 核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑪ ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ など
後遺障害保険金	被保険者が、旅行行程中にケガが原因で事故発生の日からその日を含めて 180 日以内に、被保険者に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度（第 1 級～第 14 級）に応じて、保険金額を限度に保険金額×100%～4%の保険金をお支払いします。 ◎後遺障害とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が、将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	
入院保険金 および 手術保険金	（1）入院保険金 被保険者が、旅行行程中にケガが原因で治療のために入院された場合、入院保険金日額×入院日数の保険金をお支払いします。 ◎事故発生の日からその日を含めて 180 日までをお支払いの限度とします。 ◎本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いはできません。 （2）手術保険金 被保険者が、旅行行程中に事故発生の日からその日を含めて 180 日以内にケガの治療のために手術を受けた場合、次の通り保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の 10 倍 ②上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の 5 倍 ◎手術とは次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術を除きます。 ・先進医療に該当する診療行為（治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。） ◎1 事故によるケガについて、1 回の手術を限度とします（①および②の手術を受けた場合は、①を適用）	
通院保険金	被保険者が、旅行行程中にケガが原因で通院された場合（往診を含みます）、通院保険金日額×通院日数の保険金をお支払いします。 ◎長管骨、脊柱、上下肢の 3 大関節にギプス等を常時装着したときは通院日に含めることがあります。 ◎事故発生の日からその日を含めて 180 日までの期間中で最高 90 日分をお支払い限度とします。 ◎入院保険金が支払われる期間中に重複してはお支払いできません。 ◎本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いはできません。 ◎治療を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。	

② 主な特約の概要 **契約概要**

保険金	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等補償特約	被保険者が、日本国内において旅行行程中に ① 搭乗する航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ② 事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などの公的機関により確認されたとき ③ 偶然な事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合または継続して 14 日以上入院された場合 において、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した捜索救助費用、交通費、宿泊費、移送費用などの費用（＊）のうち、社会通念上妥当と認められる額をお支払いします。 （注）救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 （＊）対象となる費用の詳細については「普通保険約款・特約集」をご参照ください。	以下が原因で負担した費用の場合にはお支払いいたしません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③ 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転（酒酔い運転を含みます）、麻薬等服用時の運転による事故 ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術やその他の医療処置（注 1） （注 1）ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。 ⑦ 地震、噴火、これらによる津波 ⑧ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（注 2） （注 2）あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただいた場合は保険金をお支払いします。ただし、割増保険料をお支払いいただいたときでも、ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難した場合の「捜索救助費用」については、お支払いの対象となりません。 ⑨ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛 その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないものによって入院した場合 など
携行品損害補償特約	被保険者が、旅行行程中に被保険者の所有かつ携行する身の回り品（カメラ、カバン、衣類等）が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合、損害額に対し保険金をお支払いします（1 回の事故につき、3,000 円の自己負担額あります）。 損害額は、損害が生じた携行品の時価額（※）または修理可能な場合は修繕費（ただし、時価額を上限とします。）とし、携行品 1 つ（1 組、1 対）あたり 10 万円（乗車券、通貨などについては合計 5 万円）を限度とします。携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度額となります。 （※）損害が生じた地および時における保険の対象の時価額をいいます。	下記の事故が原因である損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失 ② 被保険者の無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含みます）、麻薬等服用時の運転中の携行品の損害 ③ 地震・噴火、これらによる津波 ④ 核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑤ 差し押え、破壊等の公権力の行使による携行品の損害（ただし、火災消防・避難処置として行使された場合はお支払いします。） ⑥ 携行品のかし（欠陥）または自然の消耗、さび、変色、虫食い ⑦ 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ⑧ 携行品の置き忘れまたは紛失 ⑨ 山岳登山等の危険な運動を行っている間に生じた用品の損害 ⑩ 被保険者本人以外が所有する携行品の損害（借用物や預かり品等） など

保険金	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任危険補償特約	被保険者が、旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合、1回の事故につき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ◎弊社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 ◎他の保険契約等がある場合でも、お支払いすべき額をお支払いします（ただし、他の保険契約等により優先して保険金等が支払われる場合または支払われた場合には、それらの額の合計額を差引いた額に対してのみ保険金をお支払いします）。 ◎被保険者が破産・倒産した場合であっても、被保険者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。	下記の事故が原因で損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失 ② 職務遂行に直接起因する損害賠償 ③ 同居する親族（旅行のために一時的に別居する親族を含みます。）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償 ④ 被保険者が所有、使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償（例：友人から借りたカメラを破損した場合）。ただし、ホテル等の宿泊施設の客室等に与えた損害に対しては、保険金を支払います。 ⑤ 船舶・車両等の所有・使用・管理に起因する損害賠償 など
航空機欠航、出航遅延または乗継遅延による宿泊費用保険金支払特約	被保険者が、旅行行程中（注1）において搭乗予定の航空機の欠航・遅延（注2）が発生し、代替となる航空機が利用できないことにより被保険者が宿泊（注3）をした場合に、欠航等に伴う宿泊1回につき1万円をお支払いします。 （注1）国内旅行に限ります。 （注2）出発時のほか、乗継ぎ時を含みます。 （注3）ホテル・旅館等の宿泊施設に宿泊した場合に限ります。	以下が原因で生じた宿泊の場合にはお支払いいたしません。 ① 着陸地が変更（注）されたことによる宿泊（注）被保険者が搭乗した航空機が予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。 ② 保険契約者または被保険者の故意・重過失もしくは法令違反 ③ 原子力危険、放射能汚染 ④ 戦争、内乱、暴動 ⑤ 地震、噴火、これらによる津波 など

③ 保険金額の設定 **契約概要**

- 保険金額の設定にあたっては、次の a.b. にご注意ください。
- a. お客様が実際に契約する保険金額については、保険申込画面の保険金額欄、「普通保険約款・特約集」等でご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年令・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、1,000 万円 が上限となります。
- ・ 被保険者が保険期間開始時点で満 15 才未満の場合
- ・ 保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間 : 旅行期間にあわせて最長 1 か月
- 補償の開始 : 始期日の午前 0 時以降で、旅行の目的をもって住居を出発した時
- 補償の終了 : 満期日の午後 12 時以前で、旅行の目的を終えて住居に帰着した時

※片道プランの場合は、国内旅行のため住居を出発してから、最長でも 2 日目の午後 12 時（24 時）までとなります。実際にお客様がご契約される保険期間については、申込画面にてご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み **契約概要**

保険料は、保険金額・保険期間などにより決定されます。具体的な保険料につきましては申込画面等の該当箇所でご確認ください。

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

保険期間が始まった後でも、始期日から弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

(4) 満期返れい金・契約者配当 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 **注意喚起情報** (保険申込画面の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもののことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込画面の記載内容を必ずご確認ください。

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

保険期間が1年以下となるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

① 特に死亡保険金受取人を定めなかった場合

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

② 死亡保険金受取人を定める場合

必ず被保険者の同意を確認していただく必要があります。また、同意の確認をせずにご契約をされた場合には、保険契約が無効となりますことにご注意ください。

③ ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合

被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) ご通知いただきたいこと **注意喚起情報**

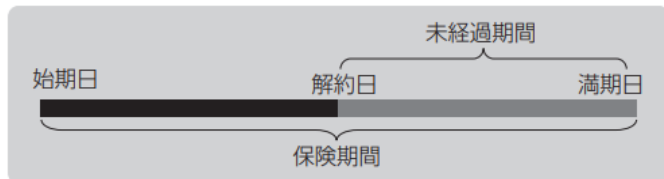
ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 契約条件を変更する場合

(2) 解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、弊社に速やかにお申出ください。

- ◎ ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還させていただきます。
- ◎ 返還される保険料があっても、多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますことをあらかじめご了承ください。
- ◎ 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(3) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

詳細は弊社にご確認ください。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 補償項目・特約の補償重複 **注意喚起情報**

下表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。（注）

（注） 1 契約のみに特約をセットした場合、その契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	賠償責任危険補償特約	・自動車保険の個人賠償責任補償特約 ・火災保険の個人賠償責任補償特約 ・普通傷害保険の賠償責任危険補償特約
②	携行品損害補償特約	・自動車保険の身の回り品補償特約 ・普通傷害保険の携行品損害補償特約
③	救援者費用等補償特約	・普通傷害保険の救援者費用等補償特約

(2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金下記割合に削減されることがあります。詳細は、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください、弊社までお問い合わせください。

保 険 金 支 払 破綻後 3 ヶ月間は、補償割合 100%（全額支払）

破綻後 3 ヶ月経過後は、補償割合 80%

解 約 返 れ い 金 補償割合 80%

(3) 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

弊社は、保険契約申込画面等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）について、以下のとおり取り扱います。

なお、詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

1. 主な利用目的について (1) 弊社が取り扱う保険の案内、募集および販売 (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理 (3) 保険契約の引受審査、引受、履行および管理 (4) 適正な保険金・給付金の支払 (5) 弊社のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内 (6) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応 (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求（国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込画面等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。） (8) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務	2. 第三者への情報提供について 弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。 (1) 法令に基づく場合 (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合 (3) 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合
--	--

(4) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(5) 指定紛争解決機関について

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人 保険オンブズマン 03-5425-7963

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時（土・日・祝日・年末年始を除きます）

ホームページ：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

(6) 重大事由解除について

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除することがあります。

- ① 保険金の不正取得を目的として故意にケガや損害を発生させた場合
 - ② 保険金の請求に詐欺行為があった場合
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の運営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額・日額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する恐れがある場合
 - ⑤ 保険契約者等と弊社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合
- ※反社会的勢力とは暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(7) ご契約内容の登録制度について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金の請求について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、その情報により確認を行っております。確認内容は上記目的以外には用いません。

詳細は一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

なお、ご不明な点は、弊社にお問い合わせください。

(8) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「普通保険約款・特約集」に定める書類をご提出いただく場合があります。

(9) Web 約款

約款については、弊社 Web 約款サイト（<https://www.chubb.com/jp-yakkan>）をご覧ください。また紙の冊子約款をご希望の方は申込書で申し出くださるか弊社までご連絡ください。ただし郵送によるお届けになりますので承ってから最高 7 日間程度かかる場合もありますのでご了承ください。弊社では Web 約款により環境保護活動を推進しています。

ご契約内容確認事項（意向把握・確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくため、ご提案いたしました保険商品が保険契約者のご希望に沿った内容であること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、弊社までお問い合わせください。

- (1) 本保険商品は、国内旅行におけるケガ等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。
- (2) ご契約される保険が以下の点でお客様のご希望どおりであることをご確認ください。ご希望どおりの契約内容になっていない場合は、弊社までお申し出ください。
 - ・ 保険金をお支払いする主な場合
 - ・ 保険期間（保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。）
 - ・ 保険金額（ご契約金額）
 - ・ 保険料
- (3) 保険申込画面・契約画面の記載事項・入力項目などにつき、以下の点をご確認ください。万一、入力漏れ、入力誤りがあった場合は申込内容の訂正が必要になりますので、弊社までお申し出ください。
 - ・ 被保険者情報欄、告知事項について正しくご記入・ご入力いただきましたか？
 - ・ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故は、保険金のお支払いの対象外となることをご確認いただけましたか？

〈商品内容、ご契約手続きや変更手続きなどのお問い合わせ〉

チャブ保険 変更受付センター

03-6364-7117

（受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時）

※土・日・祝日・年末年始を除きます

〈万一、事故が起こった場合は〉

取扱代理店または下記ダイヤルまでご連絡ください。

保険金カスタマーセンター

0120-071-313（無料通話）

（受付時間：年中無休 24 時間）

〈保険に関する相談・苦情・お問い合わせは〉

お客様サポートダイヤル

0120-550-385（無料通話）

（受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時）